

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成30年2月6日（平成30年（行情）諮問第70号）

答申日：平成30年7月26日（平成30年度（行情）答申第194号）

事件名：特定課が特定の銃を小銃と猟銃のどちらに分類するかを説明した文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる事項についての説明の記載がある文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年8月10日付け20170714公開経第1号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

2017年8月10日の行政文書不開示決定通知書 上記1. に該当する行政文書は、経済産業省において作成も取得もしておらず、保有していないため。との理由に不服があるので、行政不服審査法により再審査を請求する。

ア 猟銃，猟銃部品輸入は，事前に経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課（以下「審査課」という。）審査業務第四班に輸入承認申請書を提出する。

特定年月日2に特定銃Cの輸入承認申請書を提出した。翌日，特定職員Aよりカタログ上に「T a c t i c a l」の単語記載があるが軍用部品ではないかとの問合せがあった。英和辞典で「T a c t i c a l」をひくと，軍事形容詞 戦術の，戦術的な，とあるが，単語はビジネスでも使用されている，この銃床は米国内で猟銃に取り付けるよう市販されたもの，と説明した。

省内には行政文書はないとあるがT a c t i c a l =軍用という貧困な解釈が存在する。

イ 特定年月日1 さいたま新都心合同庁舎1号館で経済産業省 製造

産業局 航空機武器宇宙産業課（以下「産業課」という。）主催の猟銃等保安対策講習会（以下「講習会」という。）で配布された資料（特定法人）に、同モデルの輸入を自主規制している、とある。

特定法人のホームページには、所管省庁局課名 産業課とある。

昭和の時代には、武器等製造法関係法令集を監修する、天下り団体、表面上 行政省庁とは関係のない団体が銃刀法、武器等製造法の解釈をすることは 民主主義、法治主義をとる日本にあってはならない。

ウ 特定日3 産業課特定職員Bより電話があり特定銃Aの輸入規制をすることは警察庁からの通達、特定法人からの回答による、と言った。

警察庁からの通達には、軍用銃を模して製造されたもの、銃剣を取り付ける着剣装置があるものなど、とある、武器等製造法を主管する経済産業省で他省庁の通達を精査せず猟銃輸入承認規制に転用することは、無責任、責任転嫁で、このモデルのどこが軍用に使用されるのか具体的に申請者に知らせなくてはならない。

(2) 平成30年1月19日付け補正書記載の「審査請求の趣旨及び理由」
猟銃輸入では、事前に審査課に輸入承認申請書を提出し輸入承認を受けることとなっている。

審査課担当者からは銃刀法に合う猟銃の輸入は承認すると聞いている。

産業課主催の講習会が2年に一度さいたま新都心合同庁舎1号館で開催され、特定法人を介して銃刀法に合う猟銃の輸入規制を広げるとは二重行政と感じるだけでなく法治主義をとる日本では民主主義に反する。

(3) 平成30年1月22日付け補正書記載の「審査請求の趣旨及び理由」
同議案について、平成29年5月28日に総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出している。

平成30年1月19日までこの議案についての回答はない。

(4) 意見書

現在も、武器等製造法関係法令集を監修する経済産業省の天下り団体、表面上 経済産業省とは関係のない団体を利用し警察庁が所管する銃刀法を曲げて解釈をすることは民主主義、法治主義をとる日本ではあってはならない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

(1) 本件開示請求に対し、処分庁は、対象となる行政文書（本件対象文書）を特定し、法9条2項の規定に基づき、平成29年8月10日付け20170714公開経第1号をもって、これを不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、本件開示請求者である審査請求人は、行政不服審査法

(平成26年法律第68号)4条1号の規定に基づき、平成29年11月1日付けで、諮問庁に対して、原処分を取り消し、請求対象文書を改めて特定し開示することを求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

なお、諮問庁において同審査請求書を確認したところ、一部について形式的不備が認められたため、同法23条の規定に基づく補正命令(平成29年12月26日付け20171109公開経第1号)を行い、平成30年1月19日付及び同月22日付け補正書(以下、併せて「補正書」という。)により補正がなされた。

本件審査請求を受け、諮問庁において、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、審査会に諮問するものである。

- (2) 処分庁は、本件対象文書を、産業課において、特定銃Aを小銃と猟銃のどちらに分類しているのかについての説明の記載がある行政文書であると特定した。

2 審査請求人の主張についての検討

産業課では、武器等製造法を所管し、武器及び猟銃等(以下「武器等」という。)の製造、販売その他の取扱いを規制しているが、その業務の遂行上、銃器の分類資料等は作成していない。一方で、武器等の製造等を行うおうとする者より、武器等の種類について判断を求められた場合、武器等製造法施行規則3条、4条及び17条に規定された、許可を受けようとする者が提出する書類(製造設備の概要、保管のための設備の概要、工場の図面等)等により、武器等に該当するかどうかを判断している。なお、産業課では特定銃Aについて過去に判断したことはない。

また、本件開示請求及び本件審査請求を受けて、産業課において、執務室内、文書庫内、情報システムの共有フォルダ内を丹念に探索したが、本件対象文書に該当する行政文書又はその存在をうかがわせる行政文書は見つからなかった。

これらのことから、本件対象文書に該当する行政文書を、作成も取得もしておらず保有していないため、不開示とした原処分は妥当である。

なお、審査請求人が、審査請求書及び補正書で主張するその他の主張は、いずれも諮問庁の上記検討を左右するものではない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月23日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年7月10日 審議
- ⑤ 同月24日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる事項についての説明の記載がある文書である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求について、処分庁は、本件対象文書を、産業課において、特定銃Aを小銃と猟銃のどちらに分類しているのかについての説明の記載がある文書と解し、本件対象文書を特定した。

イ 産業課では、武器等製造法を所管し、同法3条、17条及び19条に基づき武器等の製造、販売の事業等について規制している。同法2条1項は武器、同条2項は猟銃等に係る区分についてそれぞれ規定しており、武器等製造法施行規則（以下「施行規則」という。）2条1号は小銃を武器に区分している。しかし、業務の遂行上、武器等の分類資料等は作成していない。

ウ 武器等製造法に基づき、武器等の製造等を行おうとする者から、武器等の種類について判断を求められた場合、施行規則3条、4条及び17条に規定された、許可を受けようとする者が提出する書類（製造計画、製造設備の概要、保管のための設備の概要及び工場の図面等）等により、武器等に該当するかどうかを判断している。なお、産業課では特定銃Aについて過去に判断したことはない。

エ 本件開示請求を受け、経済産業省の関係部署において、書架・書庫及び情報システムの共有フォルダ内の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。また、本件審査請求を受け、改めて同様の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 当審査会において、武器等製造法及び施行規則の規定を確認したところ、上記(1)イ及びウの諮問庁の説明は不自然、不合理とまではいえぬ、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情は認め

られないことから、経済産業省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、経済産業省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

「平成29年4月11日20170405公開経第2号行政文書不開示決定通知書の別回答に特定銃Aは特定法人は輸入を自主規制している。

猟銃輸入承認窓口 経済産業省 貿易経済協力局 貿易審査課では銃刀法に合致するモデルであれば猟銃輸入承認している。

特定銃Bで特定輸入承認番号で輸入承認を取得している。

2年ごとに関東経済産業局さいたま新都心合同庁舎1号館で関東甲信越銃砲店を集め、猟銃等保安対策講習会を主催する経済産業省 製造産業局 航空機武器宇宙産業課は特定銃Aを小銃と猟銃のどちらに分類をするのか、説明した資料を要求する。」